

人事委員会規則七―三〇（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年五月九日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則七―三〇（寒冷地手当）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―三〇（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例別表第七の二に掲げる地域に在勤する職員との権衡上必要 があると認められるものの基準等）</p> <p>第三条 条例第二十三条第一項第二号(一)の規則で定める基準は、公 署の所在地の月の平均気温の最低値（過去三十年間の各月の平均 気温であつて、気象庁が発表する数値をいう。）が摂氏零度以下 であり、かつ、その所在地の月の最深積雪の最大値（過去三十年 間の各月の平均積雪深（十二月から翌年三月までのものに限 る。）のうち、気象庁が発表する数値をいう。以下この項におい て同じ。）が十五センチメートル以上であること、又は公署の所 在地の月の最深積雪の最大値が八十センチメートル以上であるこ ととする。</p> <p>2 条例第二十三条第一項第二号(三)の規則で定める職員は、次に掲 げる職員とする。</p> <p>一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第 二百号）別表に掲げる地域（秋田県内の地域を除く。）に在勤 する職員</p> <p>二 勤務場所（公署以外のものをいう。）が前項の基準に適合す ると認められる職員（前号の職員を除く。）</p> <p>（寒冷地手当の額）</p> <p>第四条 条例第二十三条第二項の表の規則で定める額は、前条第二</p>	<p>（秋田県との権衡上必要があると認められる地域）</p> <p>第三条 条例第二十三条第一項第二号の規則で定める地域は、国家 公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号） 別表に掲げる地域（秋田県内の地域を除く。）とする。</p> <p>（寒冷地手当の額）</p> <p>第四条 条例第二十三条第二項の表の規則で定める額は、</p>

項第一号の職員にあつては次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同項第二号の職員にあつては地域の区分を四級地として基準日における世帯等の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

(表 略)

2 基準日において条例第二十三条第一項各号に掲げる

職員(以下この項及び第六条において「支給対象職員」という。)が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第二十三条第二項の規定による額を無給休職者等(第二条各号に掲げる職員をいう。以下この項において同じ。)又は有給休職者(条例第二十四条第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下この項において同じ。)に該当した月の現日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第三条第一項、第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日並びに同条例第三条第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条例第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 四 略

(世帯主)

第五条 条例第二十三条第二項の表及び前条第一項の表の世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一 扶養親族(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び条例第十条第二項に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。)を有する者

二 略

次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、

同表に掲げる額とする。

(表 略)

2 基準日において条例第二十三条第一項各号に掲げる地域に在勤

する職員(以下「支給対象職員」という。)が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第二十三条第二項の規定による額を無給休職者等(第二条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)又は有給休職者(条例第二十四条第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下同じ。)に該当した月の現日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 四 略

(世帯主)

第五条 条例第二十三条第二項の表及び前条第一項の表の世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一 扶養親族(以下「扶養親族」という。)を有する者

二 略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の人事委員会規則七―三〇（寒冷地手当）の規定は、令和七年四月一日から適用する。